

国民健康保険料の料率を改定します

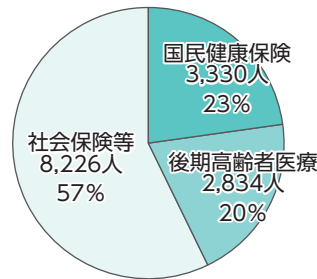
問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民健康保険の加入状況（町民の23%が加入）

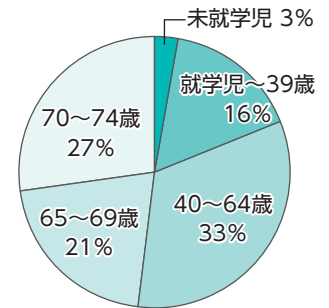
国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けることができるように、加入者（被保険者）が保険料を負担し合い、お互いに助け合う制度です。国民皆保険の基盤となる国保を将来にわたって健全に維持するために、安定的な財政運営や効率的な事業の実施など、制度の安定的な運営が求められています。

国保には、職場の健康保険や後期高齢者医療制度（75歳以上）に加入している人、生活保護を受けている人を除く全ての人加入しており、富士見町では、町民の約23%の方が加入しています。

医療保険の加入状況



国保加入者の年齢構成



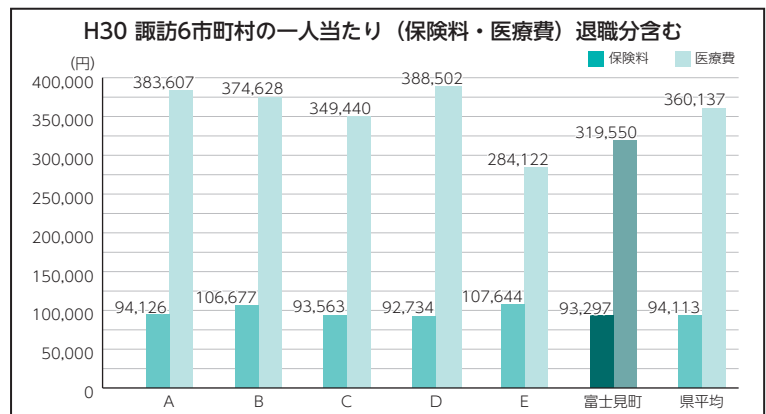
令和2年4月1日現在

医療費の状況

国保加入者は年齢構成が高く、医療需要の増大や高額薬剤・医療技術の高度化などにより、全国的に一人当たり医療費は増加傾向にあります。

町では、一人当たり医療費の年平均額は平成26年度をピークに減少傾向に転じていましたが、令和元年度は対前年比3.3%増の337,399円（速報値）となり、平成26年度のピーク時より21,235円増、平成20年からでは過去最大の医療費となりました。

主な要因は、一般被保険者の前期高齢者（65～74歳）の医療費が、7.92%増加しており、その内70歳以上の医療費が8.12%増加したことによるものです。



【平成30年度国民健康保険事業状況より】

国保財政の状況

全国的にも一人当たり保険給付費が年々増加する中で、富士見町の国保財政は、医療費の伸びや前年の所得を反映させながら、毎年保険料率の改正を行うことで収支の均衡を図ってきました。

平成30年度から、市町村とともに都道府県も財政運営の責任主体となったことにより、長野県から示される事業費納付金を納付するために、令和元年度は繰越金より約4,196万円を投入し、保険料の値上げ幅の抑制を行ったことにより、単年度収支では約3,000万円の赤字となりました。

令和2年度からの国民健康保険制度

令和2年度、長野県へ納める富士見町の国保事業費納付金額は **364,380,203円** となり、前年に比べて13.17%、55,220,270円の減額となりました。国保の被保険者数は、令和元年度当初と年度末では111人減少しており、ここ数年で被保険者数は激減しています。

令和2年度の事業費納付金が減額した主な理由としては、前期高齢者交付金の見込みが昨年と比較して大幅に増加したことや、平成30年度決算繰越金等を納付金総額の減算に活用したためです。後期分・介護分は、国保の被保険者数が減少していることや、高齢化（対象者の増加）および報酬改定に伴う医療費・介護費の増加により、後期支援金、介護納付金の総額は減少しているものの、一人当たり納付金は増加しています。

この結果を踏まえ、令和2年度の富士見町国民健康保険料率を改定します。

安心して医療を受けられる制度をめざして

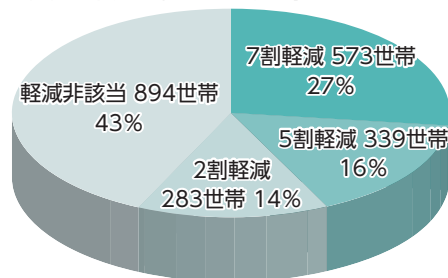
■ 令和2年度の一人当たり保険料は109,642円(前年度から据置き)

令和2年度長野県が示す

国保事業費納付金額：364,380,203円

この納付金額を納付するため、国保加入者3,330人、2,089世帯のうち、保険料の軽減措置（基盤安定）、県交付金等を考慮し、令和元年度国民健康保険繰越金のうち、7,836,000円を投入することで、一人当たりの保険料は、109,642円（前年度据置き）となります。また、所得額の少ない世帯には、均等割額、平等割額を7割、5割、2割 軽減する措置がされます。

令和2年度 軽減措置適用世帯見込み



改定後の保険料率

区分	医療 給付費分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分
所得割	6.66%	2.51%	2.18%
資産割	13.25%	5.06%	4.38%
被保険者 均等割	19,600円 (据え置き)	7,900円 (据え置き)	7,900円 (据え置き)
世帯別 平等割	18,500円 (据え置き)	6,800円 (据え置き)	5,000円 (据え置き)

平成30年度から、町では長野県内の保険料水準の統一に向け、保険料の算定方式について、応能分【所得割・資産割】の資産割を段階的に毎年2%ずつ削減し、その2%分を所得割へ増加させることで、被保険者に急激な影響を生じさせないよう配慮しながら3方式へ移行しています。

また、令和2年度末に長野県より「ロードマップ」（保険料統一の時期）が示された後は、統一に向けた調整を図っていきます。

※富士見町の一人当たり保険料の算定方法

- ①医療給付分 ②後期高齢者支援金分 ③介護納付金分「40歳～64歳」
- ①と②については、年度当初全調定額（一般）÷年度当初①、②の国保加入者数
- ③ については、年度当初全調定額（一般）÷年度当初③の国保加入者数 の合計

■ 納入通知書を7月中旬に発送します

通知は年2回、4月と7月に世帯主あてに送付します

【4月に送付する通知】……仮徴収（暫定期分）4月・5月・6月分

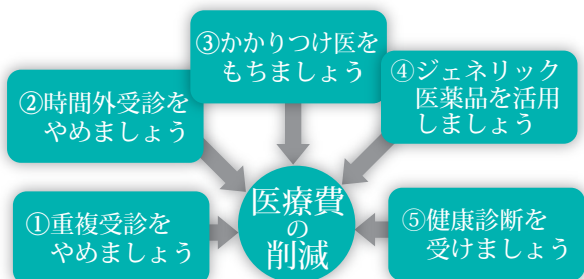
この期間は前年の所得が確定していないため、前年度の保険料をもとに暫定的な保険料で納めていただきます。

【7月中旬に送付する通知】……本徴収（本算定分）7月から翌年3月までの分

1年分の保険料が確定するため、6月分までに納めていただいた仮徴収分を差し引き、残りの分を9回に分けて納めていただきます。

目頃から健康増進に心がけ、医療費を削減しましょう

以下の5点を心がけましょう



- ①同じ病気で別の医療機関を利用すると医療費が高額になります。また、処置・投薬などで体にも負担がかかります。
- ②緊急を要する場合以外での時間外受診をやめましょう。
- ③既往症や健康状態が把握され、健康管理全般のアドバイスを受けられます。
- ④新薬と同じ有効成分で、安全性も効き目も立証されています。
- ⑤病気は自覚症状がなく進行することも少なくありません。健康診断は、年に1回受診しましょう。